

長野県の浄化槽整備事業の実施状況

国庫補助制度と県費補助制度

○浄化槽設置整備事業(国庫補助)、合併処理浄化槽整備事業(県費補助)

【個人設置型】

個人が設置する浄化槽に対し、その設置費用の一部を市町村が補助している場合に、その市町村の補助に対して国、県が補助します。

○浄化槽市町村整備推進事業(国庫補助)

【市町村設置型】

市町村が事業主体となって個人の敷地に浄化槽を設置します。設置した浄化槽の管理は市町村が行い、使用者は下水道や農業集落排水施設と同様に使用料を支払う形となります。

浄化槽整備事業の推移

平成 17 年度以降の国庫補助による整備は、環境省の循環型社会形成推進交付金及び内閣府の地方創生推進交付金(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)で行われています。

○浄化槽設置整備事業(国庫補助)と合併処理浄化槽整備事業(県費補助)による整備事業の推移

【個人設置型】

年度	合併処理浄化槽整備事業(県費補助)			浄化槽設置整備事業(国庫補助)		
	市町村数	整備基数	県費補助額(千円)	市町村数	整備基数	国庫補助額(千円)
H24	49	1,161	157,151	49	1,161	179,733
H25	55	1,060	138,533	53	1,056	141,757
H26	55	984	125,525	53	958	109,816
H27	54	988	126,951	53	985	137,783
H28	53	920	119,539	51	916	132,146
H29	54	877	112,911	53	873	125,341

(注)国庫補助と県費補助の制度上の相違により、一方が補助対象外となる場合等があるため、国庫補助と県費補助の市町村数、整備基数は一致しません。

○浄化槽市町村整備推進事業(国庫補助)による整備事業の推移

【市町村設置型】

年度	市町村数	整備基数	国庫補助額(千円)
H24	4	82	23,604
H25	4	65	17,700
H26	4	37	9,639
H27	4	60	22,895
H28	4	61	22,336
H29	4	56	21,188